

# 「木のおもちゃ」貸し出し事務取扱要領

平成29年3月1日

一般社団法人広島県木材組合連合会（以下、「県木連」と言う。）は、木材利用の一層の促進と、木の温もりに親しみ感性豊かな心を育む「木育」の推進を目的に、県民が身近に木と触れ合い、親しむ機会を設け、木の文化の素晴らしさの普及や実践に取り組む会員等を支援するため、次のとおり、広島県産材等で製作した「木のおもちゃ」の貸出しを行う。

## 1 貸し出しする物品

貸し出しする「木のおもちゃ」は、別紙1に示すとおりとする。

## 2 貸し出しの条件

### (1) 対象者

県木連の会員（地区木連及び木材業者登録事業者）又は、県内に在住し県内に主たる活動拠点のある木材関係団体等で会長が許可した者とする。

### (2) 対象行事

木材の利用促進や「木育」の推進を目的とした木と触れ合うイベント及び、木造住宅等の展示会・講習会等の併催行事とする。ただし、政治的、宗教的な意図を持つ催しと認められる行事は対象外とする。

### (3) 使用場所

公民館、コミュニティーセンター、コンベンションホール、集会所等（野外は不可）

### (4) 貸し出し期間

貸し出し期間は、原則として、貸し出し日の翌日から起算して6日（6泊7日）以内とし、貸し出し申請書の内容及び貸し出し状況をもとに、県木連で決定する。

### (5) 受け渡し場所及び時間

受け渡し場所は、原則として県木連の事務所とする。なお、前後の貸し出し状況等から、受け渡しに要する時間・経費等の面で効率的と判断される場合は、別途、県木連が指定する場所とする。受け渡し時間は、原則として、平日の8時30分から17時の間とする。

### (6) 使用料

貸し出しにかかる費用は無料とし、受け渡し及び運搬に要する費用は借受者の負担とする。  
なお、イベント開催経費として入場料を徴取する場合や、商品展示会、住宅展示会などの販売促進営業活動に伴う収益目的の行事については、開催計画をもとに会長が許可した行事に限り有料で貸し出すこととし、使用料は1回の貸し出しにつき特別会費（2万円）を納めることとする。また、県木連の会員でない借受者は、別途賛助会員として特別会費（8千円）を納めることとする。

### (7) 損傷・紛失

貸し出した物品の紛失、減失、又は損傷（汚損を含む）があった場合は、補填・補修等に要する経費の弁償を求めるとする。ただし、故意または重大な過失等が無く、止むを得ないと認められるときは、弁償を減額し、又は免除することができる。

### 3 貸し出し手続き

貸し出しを希望する県木連の会員等は、貸し出し申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、県木連（事務局長）へ提出するものとする。県木連（事務局長）は、貸し出し申請書の内容及び貸し出し状況を踏まえ、貸し出しの可否を通知する。

なお、貸し出し申請書の提出は、貸し出し希望日の3か月前から前日までとし、受け付けた順とする。

### 4 返却手続き

貸し出し物品を使った行事が終了した後は、借用者は、おもちゃ返却点検表に基づいて貸し出し物品の種類と数量、汚れ・損傷の有無などを確認し、実績報告書（別紙様式2）に必要事項を記入の上、期限までに県木連の事務所又は県木連が指定する場所へ、元通りの状態にして返却するものとする。

なお、貸し出し物品が著しく汚れたり、紛失、損傷等が認められた場合は、除菌アルコールタオル等で汚れを落とすとともに、紛失・損傷届出書（別紙様式3）に必要事項を記入の上、実績報告書に添付し提出するものとする。

### 5 その他

#### (1) 行事計画、実績等の活動の公開について

貸し出しの対象行事は、県木連のホームページ「ひろもく」や県木連会報等で、事前広報や、事後紹介することがあり、行事終了後、貸し出し物品の使用状況写真の提供を求められる場合がある。

#### (2) 留意事項

- ① 貸し出し申請書に記載された目的、使用方法以外での使用は禁止する。
- ② 受け渡しは、原則として県木連事務局員の立会いの下で行うこととし、運搬等は借用者各自で行う。
- ③ 貸し出し物品の不適切な使用中の事故に関しては、県木連は一切の責任を負わないものとする。
- ④ 貸し出し申請者が同時に多数あった場合、貸し出し物品や日程等の調整をさせて頂くことがある。
- ⑤ 県木連から「木のおもちゃ」を借り受けた者は、行事に際して、「使用する乳幼児・児童及び、保護者等の参加者へ、取り扱い方法等を説明するとともに、参加者の安全を確保するための指導員等を適切に配置する」など、安全管理に十分な配慮を行うこととする。
- ⑥ 県木連から「木のおもちゃ」を借り受けた者は、行事での参加者の使用前後に際して、アルコール除菌剤により消毒するなど、乳幼児等の参加者の衛生管理に十分な配慮を行うこととする。
- ⑦ 貸し出し決定後、行事の直前におもちゃの紛失・損傷等が発生した場合、貸し出しができなくなることもある。

「木のおもちゃ」貸し出し申請書

令和 年 月 日

(一社) 広島県木材組合連合会長 様

(団体・事業者名)

(代表者職氏名)

(借用責任者職氏名)

印

連絡先 〒

住所

電話番号

担当者職氏名

1 貸し出しを希望する「木のおもちゃ」(希望するおもちゃの番号に○をつけること)

- 1 木の玉プール
- 2 わなげ
- 3 パットパットボーリング
- 4 ポックリ
- 5 積み木
- 6 ままごと
- 7 木馬
- 8 丸太木馬
- 9 はめこ
- 10 型はめパズル
- 11 ドミノ
- 12 ビー玉コロコロ
- 13 カタカタ
- 14 カクレンボウ
- 15 ジャングルジム (すべり台付き)
- 16 全て(1~15)

2 貸し出し希望期間

借用日	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時頃
返却日	令和 年 月 日 ( )	午前・午後	時頃

3 使用目的等

行事名	
使用場所	
参加予定人数	
実施期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
行事内容	(※行事概要が掲載された開催要領、チラシ等の資料を添付)
行事区分 (どちらかに○)	営 利 ・ 非営利  ※営利行事とは入場料を徴収するもの、イベント内で販促活動を行うもの等を含みます。

4 「木のおもちゃ」貸し出し事務取扱要領の「4返却手続き」、「5その他」に記載する内容について、承諾しますか?

はい ・ いいえ

# 「木のおもちゃ」貸し出し実績報告書

令和 年 月 日

(一社) 広島県木材組合連合会長 様

(団体・事業者名)

\_\_\_\_\_

(代表者職氏名)

\_\_\_\_\_

(借用責任者職氏名)

印

\_\_\_\_\_

連絡先 〒 \_\_\_\_\_

—

住所

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

担当者職氏名

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで貸出決定通知のあった「木のおもちゃ」を次のとおり返却します

## 1 返却する「木のおもちゃ」 (該当するおもちゃの番号に○をつけること)

- |             |           |                     |
|-------------|-----------|---------------------|
| 1 木の玉プール    | 2 わなげ     | 3 パットパットボーリング       |
| 4 ポックリ      | 5 積み木     | 6 ままごと              |
| 7 木馬        | 8 丸太木馬    | 9 はめこ               |
| 10 型はめパズル   | 11 ドミノ    | 12 ビー玉コロコロ          |
| 13 カタカタ     | 14 カクレンボウ | 15 ジャングルジム (すべり台付き) |
| 16 全て(1~15) |           |                     |

## 2 使用実績等

行事名	
使用場所	
参加人数	
実施期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )
行事内容	※使用状況写真を2~3枚添付してください。

## 3 衛生管理等

貸し出しを受けた物品は、要領4に基づき、除菌アルコールタオル等により拭き取り  
 しました。紛失、損傷等は、(ありません ・ 別紙「届出書」 のとおりです)。

令和 年 月 日

職氏名 \_\_\_\_\_ 印

「木のおもちゃ」紛失・損傷届出書

令和 年 月 日

(一社) 広島県木材組合連合会長 様

(団体・事業者名)

(代表者職氏名)

(借用責任者職氏名)

印

連絡先 〒

—

住所

電話番号

担当者職氏名

令和 年 月 日付で貸出決定通知のあった「木のおもちゃ」が、次のとおり紛失・損傷しましたので届け出ます。

1 紛失・損傷した「木のおもちゃ」(該当するおもちゃの番号に○をつけること)

- |             |           |                     |
|-------------|-----------|---------------------|
| 1 木の玉プール    | 2 わなげ     | 3 パットパットボーリング       |
| 4 ポックリ      | 5 積み木     | 6 ままごと              |
| 7 木馬        | 8 丸太木馬    | 9 はめこ               |
| 10 型はめパズル   | 11 ドミノ    | 12 ビー玉コロコロ          |
| 13 カタカタ     | 14 カクレンボウ | 15 ジャングルジム (すべり台付き) |
| 16 全て(1~15) |           |                     |

2 紛失・損傷の概要等

(1) 紛失

おもちゃの名称	
紛失内容	(※紛失した部位等の名称、数量を記載して下さい。)
備考	

(2) 損傷

おもちゃの名称	
損傷内容	(※損傷した部位等の名称、状況を記載して下さい。)
備考	(※損傷した際の利用状況を分かる範囲で記載して下さい。)

## 貸出物品

番号	種類	名称等	形状・規格	原材料	数量	単位	備考
1	遊具	木の玉プール 木玉	直径40mmの楕円玉6,000個	ヒノキ、サクラ、クヌギ、コナラ等	17	箱	200kg
		木の玉プール サークル	直径2500mm	ヒノキ	1	台	
2	遊具	ペンギンわなげ	320×150×130	クリ・エンジュ	2	個	
		ゾウわなげ	410×160×160	ケヤキ・クリ	2	個	
		キリンわなげ	380×140×160	ケヤキ・ブナ	2	個	
3	遊具	パットパットボーリング	面板25×400×800、 ピンφ24mm丸棒、木球φ35mm	サクラ・ケヤキ他	2	セット	
4	遊具	ポックリ	φ100～200mm、H=150	スギ	3	セット	
5	積み木	積み木	基尺40mm	ナラ、クリ、サクラ、ヒノキ、ネズミサシ	449	個	
		積み木用木箱	W500×D300×H100mm 他	ヒノキ 他	5	個	
		ミニカー		ブナ	19	個	
6	ままごと	流し台	天板までの高さ600mm	スギ	1	台	
		〃	天板までの高さ400mm	スギ	1	台	
		調理台	天板までの高さ600mm	スギ	1	台	
		〃	天板までの高さ400mm	スギ	1	台	
		冷蔵庫	W400×D350×H700mm	スギ	1	台	
		テーブル	W450×D450×H250mm	スギ	2	台	
		ままごと用調理器具		スギ、ヒノキ、ケヤキ、クリ等	1	セット	
			(フライパン)		5	枚	
			(皿)		10	枚	
			(トレイ)		10	枚	
			(包丁)		5	本	
			(まな板)		5	枚	
			(お玉)		3	個	
			(フライ返し)		3	個	
		ままごと用食材	20種類×3個	スギ、ヒノキ等	1	セット	
		お店屋さんセット	高さ600mm	スギ	1	台	
		パーティーション	高さ600mm	スギ・布	6	台	
7	乗り物	木馬	高さ550mm	ヒノキ	2	台	
8	乗り物	丸太木馬	丸太径φ300mm、L600mm、H500mm	スギ	2	台	
9	知的玩具	はめこ	大箱～小箱5種類	クリ、サクラ、ナラ、ホウ、タモ	2	個	
10	知的玩具	型はめパズル(乳幼児用)	200×200mm	ヒノキ等	2	個	
		型はめパズル(幼児用A)	200×200mm	ヒノキ等	2	個	
		型はめパズル(幼児用B)	200×200mm	ヒノキ等	2	個	
11	知的玩具	ドミノ(色板)	75×50×10mm、無害塗料	スギ	380	枚	
		ドミノ用木箱	W450×D300×H150mm	ヒノキ	1	個	
12	知的玩具	ビー玉コロコロ	100×70×70	クリ他	5	個	
13	知的玩具	カタカタ	140×80×30	ヒノキ・ブナ他	5	個	
14	知的玩具	カクレンボウ	タテ板15×280×450、底板18× 125×310、レール部19×35×240	ヒノキ	2	個	
15	遊具	ジャングルジム(すべり台付き)	2,600×850×1,300mm	ヒノキ	1	台	50kg